

平成 29 年 11 月 1 日(水)3 限 時間 20 分

※ 鉛筆使用不可

問題 1 (4×15)

	正誤	%	解 答 (×ならば理由)
(1)	×	19	出願後の公知は拒絶理由ではない
(2)	○	90	
(3)	×	79	先願主義に協議の必要はない
(4)	×	58	審査請求はだれでもでき，取下はできない
(5)	○	57	
(6)	×	81	特許権の実施主体に応じて特許の価値が変わるから共有者の同意が必要
(7)	×	68	予稿集は不特定の者がみることができ，新規性を喪失している
(8)	○	92	
(9)	×	53	試験又は研究は，より優れた発明を生み産業の発達に寄与する
(10)	×	35	出願後に実施を始めても，なんら正当な権利は発生しない
(11)	×	63	終期は出願日から 20 年である
(12)	×	39	請求があると公開の準備に取り掛かることから取下できない
(13)	○	81	
(14)	○	69	
(15)	×	55	最初から補正された状態のものが出願されたものとして扱われる

氏名 \_\_\_\_\_

問題2 (4×10)

	%	解 答
(1)	96	自然法則
(2)	52	出願時点
(3)	35	時期的
(4)	78	知的財産高等
(5)	80	書面審理
(6)	83	冒認
(7)	26	特許請求の範囲
(8)	35	現在又は過去
(9)	76	不当利得返還 不当利得返還請求民法：703条，信用回復の措置の請求：106条
(10)	92	消滅する